明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産**六二）　二

〔告　示〕

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件（**総務**三六九）　二

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**五一九）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**五二〇～五二二）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**五二三）　三

○ルワンダ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三六三）　四

○スリランカ民主社会主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三六四）　四

○ウガンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三六五）　四

○ガンビア・イスラム共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三六六）　四

○ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三六七）　四

○ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三六八）　四

○コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三六九）　四

○ボイラー及び圧力容器安全規則第二十四条第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める自動制御装置の一部を改正する件（**厚生労働**三五四）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**一八三六～一八四一）　五

○保安林の指定を解除する件（**同**一八四二）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一八四三～一八四六）　五

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**一八四七）　五

○工業標準化法の規定により認証機関を登録した件（**国土交通**一〇九二）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一〇九三）　八

○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**九五）　九

○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**同**九六）　九

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一三四）　一〇

○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**四三～四六）　一〇

〔国会事項〕

内閣　法務省　財務省　農林水産省　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　農林水産省　一〇

〔叙位・叙勲〕

内閣　法務省　財務省　農林水産省　一〇

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁
土地改良事業計画（国営西網走・国営雄武丘陵・国営道前平野）関係　三

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二九

会社その他